

都立学校活用促進モデル事業 施設利用ルール

都立学校活用促進モデル事業における施設利用に際しては、以下の各項目を遵守の上、ご利用ください。

1. 施設利用について

本事業により施設を利用できる団体は、主に都内に在住・在勤・在学で構成された営利を目的としない団体、かつ、指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体です。

- 利用当日は、指定の門から出入りしてください。利用時間になりましたら現場の管理指導員が利用施設までご案内しますので、時間までは指定の場所で待機し、まとめて入ってください。利用時間中における個人単位での出入りについては、利用団体内で連絡調整をいただき、責任者または連絡担当者（不在の場合は代理の方）により管理指導員にお声掛けください。
- **事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。利用当日、確認させていただく場合がございますので、ご承知おきください。**
- 利用団体責任者は、利用前に「負担金の領収証書」、「施設利用通知書」及び「利用団体登録証」を管理指導員に提示してください。なお、負担金が発生しない施設を利用の場合は、「施設利用通知書」及び「利用団体登録証」を提示してください。
- 利用時間は、入場から退場までとなり、準備、撤去、清掃等を含みます。次の利用団体のために、利用時間は厳守してください。
- 都合により、利用の取消しを行わなければならない場合、速やかに当事業団までご連絡ください。
- 利用開始時間を大幅に遅れる場合は、予め受付窓口までご連絡ください。受付窓口への連絡又は来校がない場合、無断取消とみなします。
- 利用に際した競技器具等の準備及び撤去等については、原則、利用団体で行ってください。
- 利用に必要な競技器具等については、原則、利用団体の持ち込みとなります。各体育施設で貸出可能な器具等については、当事業団ホームページよりご覧ください。
- 体育施設は、各競技における正規サイズのコートではありません。また、コート外のスペースも狭い箇所があるため壁面への激突等に注意してください。
- コート周辺に置かれている教材は動かさないでください。
- 利用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復をお願いします。
- 利用終了時は、利用報告書に利用人数、備品・施設の異常及び事故の有無等を記載し、管理指導員に提出してください。
- 各施設利用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
（【例】 体育館:室内用スポーツシューズ（靴底がアメ色・白色のもの） / テニスコート:テニスシューズ等）
- 体育館内での飲食は、原則禁止です。ただし、水分補給用の飲料をキャップの付いた容器に入れている場合は、この限りではありません。
- 敷地内は、全面禁煙です。
- ごみ・空き缶等は利用団体の責において場外搬出処分としてください。
- 利用を許可された施設以外への立入りは禁止です（機械警備を設定しており、立ち入った場合は発報し、警備員がかけつけます。）また、施設外でのウォーミングアップ、練習等も禁止です。
- 校内での営業行為は禁止です。

2.光熱水費負担金について

体育施設の利用に当たり、利用団体の皆様には、光熱水費の一部を負担していただきます。

- 利用する施設によって、光熱水費負担金（以下「負担金」という。）の額等が異なります。各施設の負担金額については、「★平成31年度光熱水費負担金額一覧表」をご参照ください。
- 負担金は施設利用前までに、東京都が発行した納付書（科目：庁舎管理費等収入 光熱水費）を使用し、必ず負担金を金融機関において納入してください。
- 事前に納入いただいた負担金は、原則、返還いたしません。また、事前に納入いただいた負担金を、他の利用日の負担金として充てることもできません。
※主催者の都合により施設の利用を中止した場合、また、誤って負担金を重複納入された場合は返金いたします。その際は、口座振込による返金をいたしますので、団体または団体代表者の口座情報のご提出にご協力ください。
- 利用当日、負担金の領収証書をご提示いただきます。領収証書は失くさないように保管し、利用当日に携行してください。

3.体育施設への来校について

体育施設への来校に当たっては、来校に関する注意事項等を遵守の上、ご利用ください。

- 自動車での来校は、原則として障害者団体、障害者スポーツ競技団体及び搬入搬出車両に限ります。なお、各施設の駐車可能台数や申請内容によっては、駐車できない場合もあります。その他の利用団体等については、公共の交通機関及び自転車等でお越しください。
- 自動車や自転車は、指定の場所に駐車及び駐輪してください。
- 利用時間よりあまりにも早い時間の学校前での待機はご遠慮ください。

4.利用団体の責務について

体育施設への利用に当たっては、利用団体の責務に関する事項等を遵守の上、ご利用ください。

- 応急処置のための医薬品類、アイシング用の氷や補助犬を連れてくる場合のケージ等は、各利用団体で用意してください。
- 学校の電話を呼び出しや連絡等に使用することはできません。団体内における連絡体制を事前に整えてください。
- 利用中に、学校の施設・設備・備品等を破損・汚損・減損等をした時は、直ちに管理指導員に申し出るとともに、団体の責において速やかに原形に復してください。特に、学校施設であるため、体育館の床の損傷等があった場合は、必ず管理指導員に申し出てください。
- 取材及び撮影を希望する場合は、事前に当事業団へご連絡ください。
- 利用団体の構成員は、万一の事態に備え、傷害保険に加入してください。
- 本施設利用ルールに記載されている事項を利用団体内で共有し、周知徹底してください。

5. 事故や災害発生時等の対応及びその他について

体育施設利用時に事故や災害等が発生した場合、対応等に関する事項等を遵守の上、ご利用ください。

- 事故や急病人等により救急車の要請が必要となった場合は、管理指導員にご連絡ください。管理指導員より救急要請を行います。ただし、重篤な症状が疑われる場合には、利用団体が救急要請を行い、速やかに管理指導員へ連絡するとともに、AEDの使用を含め必要な処理を行ってください。その後、報告書を管理指導員へ提出してください。
- 災害等の緊急事態が発生した場合は、管理指導員の指示に従ってください。
- 消火栓や出入口の前に荷物等を置き、消防設備使用時の支障や避難動線の妨げとならないようにしてください。
- その他、管理指導員の施設管理・安全・利用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、団体の登録を取消すことがあります。

また、予約確定後の団体都合による取消が多い場合や利用開始時間までに当事業団に対して一切の連絡が無く、利用日当日に体育施設を利用しなかった場合は、今後の利用をお断りする場合がございます。

なお、学校教育活動に起因する事情や気象条件（荒天や自然災害）など、真にやむを得ない事態が発生した場合、東京都または東京都スポーツ文化事業団の判断により、施設の開放を中止することがあります。予めご了承ください。

本事業及び体育施設に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。各学校への直接ご連絡することがないように団体内において周知徹底をしてください。

問い合わせ先

公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団
都立学校活用促進担当

東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部

T E L 03-6804-5636

F A X 03-6380-4877

E-mail school@tef.or.jp

(平日9:00~21:00/平日以外9:00~17:00)

H P <http://www.tef.or.jp/school/>

★平成31年度光熱水費負担金額一覧表

学校名	施設名	光熱水費 負担金 (1回1コマ)
墨東特別支援学校	体育館	400円
大塚ろう学校	体育館	400円
	グラウンド	0円
大泉特別支援学校	体育館	0円
府中けやきの森学園	体育館	0円
	グラウンド	
村山特別支援学校	体育館	400円
	テニスコート	0円
城東特別支援学校	体育館	400円
北特別支援学校	体育館	700円
鹿本学園	第一体育館	400円
	第二体育館	700円
	グラウンド	0円
小平特別支援学校	体育館	700円
あきる野学園	体育館	700円
	グラウンド	0円

★平成31年度光熱水費負担金額一覧表

学校名	施設名	光熱水費 負担金 (1回1コマ)
永 福 学 園	体 育 館	400円
	グ ラ ウ ン ド	0円
高 島 特 別 支 援 学 校	体 育 館	0円
水 元 小 合 学 園	第 一 体 育 館	400円
	第 二 体 育 館	0円
八 王 子 東 特 別 支 援 学 校	体 育 館	700円
武 蔵 台 学 園	体 育 館	400円
	グ ラ ウ ン ド	0円
臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校	体 育 館	予約可能日までに 別途お知らせします
足 立 特 別 支 援 学 校	体 育 館	700円
	グ ラ ウ ン ド	0円
八 王 子 盲 学 校	体 育 館	700円
	グ ラ ウ ン ド	0円
小 金 井 特 別 支 援 学 校	体 育 館	0円
	ミ ニ ト ラ ッ ク	0円
青 峰 学 園	体 育 館	700円
	テ ニ ス コ ー ト	0円